

住宅建て替え中の 土地の固定資産税・ 都市計画税の特例

住宅の敷地については、住宅用地の特例により税負担を軽減していますが、賦課期日（1月1日）に建設予定地や工事中など、完成した住宅がない土地は、原則として住宅用地の特例は適用されません。ただし、次の要件にすべて該当する場合には、住宅建て替え中の土地として、住宅用地の特例が適用されます。

◆要件の概要

▽平成25年1月1日に住宅用地であった

利用がたれろ 住宅の耐震診断・改修、 ブロック塀改修

◆木造住宅の耐震診断費用を補助
対象者 対象住宅を所有する個人
対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された、市内の住宅・共同住宅・併用住宅で、市が指定する診断機関による耐震診断を実施するもの

◆ブロック塀などの改修費用の補助
対象 次の条件すべてに該当するブロック塀などの撤去・改修

▽撤去：市内の一般の通行に利用する道路に接して、基礎部分を除く高さが1m以上のもの

▽改修：建築基準法に定める技術的基準を満たし、倒壊の防止について十分配慮された安全な塀などを築造する工事

補助金額 撤去：経費の9割以内

▽平成26年1月1日に建て替え中の住宅が基礎工事に着手している

▽住宅の建て替えが、建て替え前の敷地と同一の敷地で行われている

▽土地・家屋の所有者が、平成25年1月1日と平成26年1月1日で原則として同一である

※詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 税務課土地評価係☎042(346)9524

耐震・バリアフリー・ 省エネ改修を行った 住宅の固定資産税を減額

市では、耐震・バリアフリー・省エネ改修を行った住宅の固定資産税の減額を行います。

（1㎡当たり6千円、1件当たり12万円が限度）

▽改修：経費と1㎡当たり3万円を比較し、少ない額の5割以内（1件当たり30万円が限度）

※各制度の補助を希望する方は、必ず事前にお問い合わせください。

問合せ 防災安全課☎042(346)9519

生け垣で緑のまじりくろを

市では、生け垣造りの費用の補助をしています。

対象 敷地の周囲に新たに造る生け垣で、高さ0.8m以上、総延長2m以上のもの（道路に接する部分は、幅員4m以上の道路が対象）

補助内容 生け垣造成補助：造成費の9割以内（1㎡当たり1万4千円、1件当たり28万円が限度）

▽ブロック塀などの撤去補助：撤去費の9割以内（1㎡当たり6千円、1件当たり12万円が限度）

※詳しくは、小平市ホームページをご覧ください。

申請書類 申請書、方向を変えた現況写真2枚、造成費見積書の写し

申請方法 工事の着手前に申請書類を問合せ先へ

問合せ 水と緑と公園課☎042(346)9830

不動産取得税における 認定長期優良住宅の特例

減額措置を受けるには、原則として改修工事後、3か月以内の申請が必要です。

※要件や提出書類など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 税務課家屋評価係☎042(346)9505

一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合、新築住宅にかかる不動産取得税の特例控除額が増額され、1千3百万円（認定長期優良住宅以外の特例適用住宅を取得した場合は1千2百万円）となります。特例適用の対象となる住宅の要件は次のとおりです。

▽平成26年3月31日までに取得した住宅である

▽長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である

▽1戸あたりの床面積が50平方メートル以上200平方メートル以下である（貸家の用に供する1戸建て以外の住宅は、40平方メートル以上200平方メートル以下）

特例適用を受けるためには申告が必要ですが、不動産取得税申告書に必要事項を記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所へ申告してください。

問合せ 立川都税事務所不動産取得係☎042(523)3171

事前にご相談ください 高齢者自立支援 住宅改修給付

自立した在宅生活を送るために、65歳以上の高齢者に高齢者自立支援住宅改修給付事業（住宅改修予防事業・住宅設備改修事業）を行っています。施工後の申請はできませんので、必ず事前にご相談ください。

対象 日常生活動作が困難で、介護保険の対象とならない65歳以上の方（ただし、一部介護保険制度の要支援・要介護の方も利用できます）

※施設などに入所中または長期入院中の方、借家などに居住中で家屋の所有者または管理者から住宅改修の承諾が得られない方、新築、増築、改修工事に併せて住宅改修工事を実施する方、すでに工事が終了した方は、利用できません。

内容 次の限度額内で費用を助成

▽住宅改修予防給付事業（限度額20万円）：手すりの取り付け工事ほか

▽住宅設備改修給付事業（介護保険

審議会などの日程

それぞれ傍聴できます。

◆小川西町4丁目推進地区まちづくり協議会

とき 11月11日（月） 午後2時30分から

障害者福祉センター会議室

定員 10人

議題 小川駅西口周辺地区のまち

健康センター 保健師臨時職員募集

制度の要支援・要介護の方も利用可）：浴槽の取り替え等工事（限度額37万9千円）、流し、洗面台の取り替え工事（限度額15万6千円）、便器の洋式化工事（限度額10万6千円）

※給付限度額の範囲内で工事費の1割の自己負担があります。

問合せ 介護福祉課地域支援係☎042(346)9539

保健師 保健師職務内容 乳幼児健康診査、健康教育、健康相談ほか

応募資格 保健師の資格を有し、業務経験のある方

勤務日 週3・4日程度（要相談）

募集人員 2・3人程度

申込み 11月19日（火）までに、履歴書（縦4枚×横3枚）の写真を貼ったもの、保健師免許証の写しを問合せ先へ本人が持参

問合せ 健康センター☎042(346)3701

今月の税 11月

期限までにお願います。

※市税はコンビニエンスストアで納付できます。詳しくは、納税通知書をご覧ください。

※便利に納め忘れない口座振替をご利用ください。

◆国民健康保険税（第5期）

※納付は、12月2日（月）の納

5時～8時

ところ 市役所2階収納課（入口は庁舎北側）

※来庁の際は納税通知書をお持ちください。

※夜間窓口では、納税証明書の発行はできません。

問合せ 収納課☎042(346)9527・9528

とき 11月25日（月） 午後

夜間納税窓口
11月25日（月）に開設

日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。

とき 11月25日（月） 午後

中央図書館2階会議室

定員 10人

申込み 当日、会場へ（申込み多数の場合は抽選）

問合せ 中央図書館☎042(345)1246

◆献立作成委員会

とき 11月20日（水） 午後3時30分から

学校給食センター会議室

定員 10人

申込み 当日、午後3時から、会場

9568

で受付（先着順）

問合せ 学校給食センター☎042(345)2821

◆11月 教育委員会定例会

とき 11月21日（木） 午後2時から

市役所5階505会議室

定員 20人

申込み 当日、午後1時40分から、問合せ先で受付（先着順）

問合せ 教育庶務課☎042(346)9568

平成26年度採用 市職員募集

募集職種・採用予定人数・応募資格
下表のとおり

提出書類 採用試験要項をご覧ください

試験日 12月1日（日）

採用試験要項・申込書の配布 11月18日（月）まで（土曜・日曜日を除く）、職員課（市役所3階）、東部・西部出張所で配布

※送付で請求する場合は、応募職種を明記のうえ、百20円切手を貼った返信用封筒（角型2号）を同封して、問合せ先へ請求してください。

※小平市ホームページから採用試験要項・試験申込書類をダウンロードできます。

| 職種 | 採用予定人数 | 応募資格 |
|--------------------|--------|---|
| 一般事務 （身体障がい者対象） | 若干名 | 昭和53年4月2日以降平成8年4月1日までに生まれた方で、次の要件をすべて満たす方 ▽自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能なる方 ▽身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている方 ▽通常の勤務時間（原則として週38時間45分、一日7時間45分）に対応できる方 ▽活字印刷文の出題に対応できる方 ▽口述による面接に対応できる方 |
| 一般技術 （土木） | 3人程度 | 昭和52年4月2日以降平成8年4月1日までに生まれた方 |
| 一般技術 （電気） | 1人 | 昭和52年4月2日以降平成8年4月1日までに生まれた方で、第三種電気主任技術者以上の免許を持つ方 |
| 保育士 | 10人程度 | 昭和62年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格を有するか、平成26年3月31日までに資格取得見込みの方 |
| 保健師 | 1人 | 昭和52年4月2日以降に生まれた方で、保健師資格を有するか、平成26年3月31日までに資格取得見込みの方 |

申込み 11月14日（木）まで、東京電子自治体共同運営センター（〒187-8701 小平市役所）☎042(346)9514

▽送付：11月18日（月）まで（消印有効）に、提出書類を問合せ先へ

問合せ 職員課（〒187-8701 小平市役所）☎042(346)9514